習志野市ごみ集積所の設置等に関する取扱要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成６年規則第１３号）第２条の２の規定に基づき、ごみ集積所の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱における用語の意義は習志野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成５年条例第２６号）の例による。

（ごみ集積所の設置等の届出）

第３条 ごみ集積所を設置しようとする者は、当該ごみ集積所の区域の住民その他関係者との協議を経て、ごみ集積所設置等届（別記第１号様式）により市長に届け出なければならない。既に設置しているごみ集積所を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

２ 前項の規定による届出に当たっては、事前に市長との協議を行わなければならない。

（ごみ集積所の設置基準）

第４条 ごみ集積所の設置は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、地域の状況等により、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（ １ ）ごみ集積所は、概ね２０世帯の一般住宅を構成する地域に１箇所とすること。ただし、集合住宅にあっては、概ね１棟に１箇所とすること。

（ ２ ）ごみ集積所の規模は、利用世帯数に０．１２平方メートルを乗じて得た面積(当該面積が１．５平方メートル以下の場合は１．５平方メートルとし、第７条第１項ただし書に規定するごみ集積所の場合は利用世帯数に０．１２平方メートルを乗じて得た面積に１．５を乗じて得た面積とする。)を基本とする。

（ ３ ）道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）その他関係する法令に抵触しない場所であること。

（ ４ ）収集作業における安全性及び効率性に支障がない場所であること。

（ ５ ）公道に面している場所、又は公道から５ｍ以内の場所であること。

（ ６ ）別に定める規格の収集車両（以下「収集車両」という。）が容易に通り抜け、又は転回できる場所であること。

（ ７ ）収集作業に当たり収集車両が通行する通路及び停車する場所が、収集車両の重量に耐えることができる構造（設計荷重Ｔ－１４相当以上）であること。

（ ８ ）ごみ集積所の開口部及び通路は、幅１．５ｍ以上、高さ２ｍ以上を確保すること。

（ ９ ）設置後１年間は移動しないこと。

（ごみの収集）

第５条 市長は、ごみ集積所のごみを別に定める期日に収集するものとする。

（ごみ集積所及び網袋の管理）

第６条 ごみ集積所及び市が配付する資源物収集のための網袋の管理は、第３条の規定により届け出た者及び当該ごみ集積所の利用者（以下「利用者等」という。）が共同して、自らの責任の下に行うものとする。 なお、市は、収集車両の通行によって道路舗装の損傷等を生じさせた場合でも、何ら責任を負わないものとする。

（ごみ集積所の利用）

第７条 ごみ集積所の利用者は、その利用に当たっては、本市が指定する方法に従ってごみを分別し、かつ、指定された日の夜明けから午前８時までの間に指定された方法で排出しなければならない。 ただし、専用のごみ庫等を設置し、廃棄物を適正に管理する管理人を配置するごみ集積所については、この限りでない。

２ 市長は、前項に違反してごみを排出していると認められる場合は、当該ごみを収集しないことができる。

（清潔の保持）

第８条 利用者等は、ごみ集積所及びその周辺の清潔の保持に努めなければならない。

（市長による指導等）

第９条 市長は、必要に応じ、利用者等に対し、ごみ集積所の管理や利用について指導等をすることができる。

２ 市長は、前項の指導等について必要な事項を記録し、保管するものとする。

（寄附等）

第１０条 市は、ごみ集積所の寄附又は贈与の申出を受けないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（道路交通規制による届出）

第１１条 道路上の工事等のため、午前８時から午後５時までの間に道路交通法第７７条第１項の規定による道路の使用によって交通を規制しようとする者は、交通を規制する３日前までに道路工事等届出書（第２号様式）の提出をもって市長に届け出ること。

（補則）

第１２条 この要綱に定めるもののほか、ごみ集積所の設置管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1. この要綱は、平成２２年１０月１日から施行する。

（経過措置）

1. この要綱の施行の際、現に設置されているごみ集積所は、この要綱の規定により設置されたごみ集積所とみなす。

附 則

この要綱は、平成２５年８月２９日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年１０月１９日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１２月１４日から施行する。